

第 7 回

熊本県議会

教育警察常任委員会会議記録

令和3年2月24日

開 会 中

場所 第 1 委 員 会 室

第 7 回 熊本県議会 教育警察常任委員会会議記録

令和3年2月24日(水曜日)

午前9時58分開議
 午前10時58分休憩
 午前11時1分開議
 午前11時16分休憩
 午前11時18分開議
 午前11時19分閉会

本日の会議に付した事件

- 議案第1号 令和2年度熊本県一般会計補正予算(第18号)
- 議案第3号 令和2年度熊本県立高等学校実習資金特別会計補正予算(第2号)
- 議案第7号 令和2年度熊本県育英資金等貸与特別会計補正予算(第1号)
- 議案第32号 工事請負契約の変更について
- 議案第42号 専決処分の報告及び承認について
- 議案第43号 専決処分の報告及び承認について

出席委員(8人)

- 委員長 橋 口 海 平
- 副委員長 岩 本 浩 治
- 委員 溝 口 幸 治
- 委員 高 野 洋 介
- 委員 西 山 宗 孝
- 委員 松 野 明 美
- 委員 本 田 雄 三
- 委員 坂 梨 剛 昭

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

教育委員会

教育長 古 閑 陽 一

- 教育理事 國 武 慎一郎
- 教育総務局長 西 尾 浩 明
- 県立学校教育局長 牛 田 卓 也
- 市町村教育局長 川 並 満 徳
- 教育政策課長 井 藤 和 哉
- 学校人事課長 磯 谷 重 和
- 文化課長 中 村 誠 希
- 施設課長 川 元 敦 司
- 高校教育課長 岩 本 修 一
- 特別支援教育課長 牛 野 忠 男
- 学校安全・安心推進課長 重 岡 忠 希
- 体育保健課長 平 江 公 一
- 義務教育課長 竹 中 千 尋
- 社会教育課長 須 惠 勝 幸
- 人権同和教育課長 井 上 大 介
- 警察本部
- 本部長 岸 田 憲 夫
- 警務部長 植 田 有 佐
- 生活安全部長 吉 田 至
- 刑事部長 熊 川 誠 吾
- 交通部長 平 良 俊 司
- 警備部長 中 村 勇 一
- 首席監察官 林 秀 典
- 参事官兼警務課長 濱 田 聡 朗
- 参事官兼会計課長 原 田 聖 哉
- 参事官
- 兼生活安全企画課長 徳 本 和 浩
- 参事官兼地域課長 山 川 潔
- 参事官兼刑事企画課長 田 中 淳一郎
- 参事官(組織犯罪対策) 松 野 光 昭
- 参事官兼交通企画課長 平 木 敏 史
- 参事官(運転免許) 村 上 敏 幸
- 参事官兼警備第一課長 春 日 克 友
- 理事官兼総務課長 井 野 新 輝
- 理事官兼交通規制課長 寺 本 和 宏

事務局職員出席者

議事課主幹 山本 さおり
政務調査課主幹 小田 裕一

午前9時58分開議

○橋口海平委員長 ただいまから第7回教育警察常任委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会に2名の傍聴の申出がありましたので、これを認めることとしました。

それでは、本委員会に付託された議案等を議題とし、これについて審査を行います。

今回、新型コロナウイルス感染症対策として、3密を防ぐため、教育委員会を前半に、警察本部を後半に、入れ替えて審議を行うこととしました。

それでは、本委員会に付託された議案等を議題とし、これについて審査を行います。

まず、付託議案等について執行部の説明を求めた後、一括して質疑を受けたいと思います。

なお、執行部からの説明は、効率よく進めるために、着座のまま簡潔に行ってください。

それでは、古閑教育長から総括説明を、続いて、担当課長から資料に従い順次説明をお願いします。

初めに、古閑教育長。

○古閑教育長 議案の説明に先立ちまして、昨年12月の公金公物処理不適正や個人情報の紛失に係る事案に加えまして、先月には、わいせつ事案について懲戒処分を行いました。

また、わいせつ事案につきましては、先月、小学校教諭の逮捕や県立学校事務職員の失職もあっており、県教育委員会としては大変重く受け止めております。被害に遭われました児童生徒、保護者並びに関係者の皆様に対して、深くおわびを申し上げます。

このような事態を踏まえまして、再発防止

に向けて、改めて私的なメール等の禁止や不祥事防止チェックリスト活用の徹底を指示いたしました。今後、さらにわいせつ行為防止について専門家の意見を伺うなど、再発防止策を検討してまいります。

それでは、今回提案しております教育委員会関係の先議議案の概要について御説明いたします。

まず、令和2年度2月補正予算ですが、教育委員会総額で5,654万円余の減額補正をお願いしております。

主な内容としましては、県立高校の生徒1人1台の学習用端末等の整備に要する経費として27億3,290万円余、専門高校のデジタル化に対応した産業教育設備の整備に要する経費として17億円など、コロナ臨時交付金や国の第3次補正予算を活用した新型コロナウイルス感染症対策等に係る増額補正のほか、人件費や各事業における執行見込みの精査等による減額補正をお願いしております。

加えて、繰越明許費43億4,833万円余と債務負担行為1,937万円余の増額についてもお願いしております。

次に、条例等議案でございますが、第42、43号議案としまして、熊本県育英資金貸付金の支払い請求に係る訴えの提起についての専決処分の報告及び承認をお願いしております。

以上が今議会に提案申し上げております先議議案の概要であります。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、御審議のほどよろしく申し上げます。

○橋口海平委員長 次に、担当課長から説明をお願いします。

○井藤教育政策課長 教育政策課でございます。

お手元の説明資料、括弧書きで令和2年度

2月補正予算等と記載してある資料を御覧ください。

説明資料の2ページをお願いいたします。

2月補正予算について、主なものを御説明します。

上段の教育委員会費ですが、140万円の減額でございます。これは、右側の説明欄1、委員報酬の(1)教育委員会委員報酬等の所要見込額の減によるものでございます。

次に、中段の事務局費ですが、27億1,673万1,000円の増額でございます。

右側の説明欄1、事務局運営費等の(2)熊本県教育情報化推進事業ですが、新型コロナウイルス感染症対策の一環として、県立高校における生徒1人1台端末等の整備に要する経費として、27億3,290万3,000円を計上しております。

今回の補正により、全ての県立高校に生徒1人1台の学習用端末、教師用端末及び大型提示装置等を整備することとしています。

なお、このうち、低所得世帯等の生徒が使用する端末の整備については、国の第3次補正予算(経済対策)に係る補助金を活用することとしております。

次に、下段の教職員人事費ですが、867万9,000円の減額でございます。これは、右側の説明欄1、教職員住宅建設事業費の(1)教職員住宅建設償還金及び財産処分費の所要見込額の減によるものでございます。

3ページをお願いいたします。

上段の教育センター費ですが、6,870万8,000円の減額でございます。

右側の説明欄1、研修事業費の(1)研修事業ですが、新型コロナウイルス感染症対策として、経験者研修等の集合研修をオンライン研修等に変更したことによる所要見込額の減によるものでございます。

また、新型コロナウイルスの感染リスク低減のため、在宅勤務等においても研修の申込み及び事務処理ができるテレワーク環境を整

備するため、研修ウェブ申込みシステムの改修に要する経費の増額を計上しております。

次に、(2)及び(3)県立学校及び小中学校の初任者研修ですが、新型コロナウイルス感染症対策として、集合研修をオンライン研修等に変更したことや初任者の代替として授業を行う非常勤講師について、研修対象者が見込みより少なかったこと等により、実配置数が減となったものでございます。

次に、2、施設設備整備費の(1)教育センター施設整備事業ですが、空調設備改修工事の所要見込額の減及び起債充当に伴う財源更正でございます。

次に、下段の恩給及び退職年金費ですが、885万9,000円の減額でございます。これは、右側の説明欄1、恩給及び退職年金費に関し、年度途中の受給者死亡による所要見込額の減によるものでございます。

以上、総額26億2,908万5,000円の増額補正をお願いしております。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○磯谷学校人事課長 学校人事課でございます。

説明資料の4ページをお願いします。

今回の補正につきまして、職員給与費につきましては、当初予算では、昨年の令和2年1月1日時点で在籍している職員の給与を基に算定をしております。その後、4月の人事異動等により予算と実際の給与費に違いが生じておりますので、今回、現状に合わせて補正をお願いするものでございます。

1段目の事務局費は、事務局職員の給与費として、5ページになりますが、1段目の教職員費は、小学校教職員の給与費として、2段目の教職員費は、中学校教職員の給与費として、4段目の高等学校総務費は、高等学校教職員の給与費として、また、6ページになりますが、3段目の特別支援学校費は、特別支援学校教職員の給与費として、以上、総額

16億1,952万円の教職員給与費の減額補正を計上しております。

なお、7ページの文化課、17ページの体育保健課及び20ページの社会教育課につきましても、それぞれの課の職員給与について、同様の理由による減額補正を計上しておりますので、各課からの説明は省略させていただきます。

引き続き、4ページ、上段の事務局費ですが、右側、説明欄2の(1)学校における働き方改革推進事業の503万5,000円の減額につきましては、コロナ禍により働き方改革支援アドバイザー派遣校が減少となったことによる減額でございます。

また、3、退職手当の579万5,000円の増額は、事務局職員に係る退職手当の支給見込額の増によるものでございます。

次に、下段の教職員人事費ですが、7億1,764万8,000円の減額でございます。

右側、説明欄1の退職手当につきましては、教職員の年度末までの自己都合等の退職見込み者数の減に伴う退職手当の支給見込額の減によるものでございます。

5ページをお願いします。

1段目の教職員費、右側、説明欄1の(3)国庫支出金精算返納金につきましては、令和元年度義務教育費国庫負担金の額の確定に伴いまして国庫返納金が生じたものでございます。

3段目の教育振興費、5段目の全日制高等学校管理費、6ページになりますが、3段目の特別支援学校費のそれぞれの右側、説明欄の学校運営費にあります県立学校感染症対策等の学校教育活動継続支援事業ですが、これは、国の第3次補正予算を活用しまして、各県立学校の希望を踏まえ、学校教育活動を円滑に継続するためのコロナ対策の物品の整備やコロナ対策等に資する教職員研修等を行うための経費でございます。それぞれ県立中学校分、県立高等学校分、特別支援学校分の費

用として、総額1億4,720万円の増額補正を計上しております。

次に、5ページ、最下段の全日制高等学校管理費、6ページになりますが、1段目の定時制高等学校管理費、2段目の通信教育費の右側、説明欄の1、学校運営費ですが、いずれも生徒数の変動に伴う授業料、入学金の歳入の増減等により、学校運営費の財源更正をお願いするものでございます。

また、次の6ページ、3段目の特別支援学校費の右側、説明欄の2、学校運営費の(1)特別支援学校運営費ですが、コロナ感染症対策のため、販売会を中止または縮小したことによる収入減に伴う財源更正でございます。

以上、総額22億5,036万9,000円の減額補正をお願いしております。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○中村文化課長 文化課でございます。

説明資料の7ページをお願いします。

文化費ですが、2,497万4,000円の減額でございます。

右欄の説明欄2、文化振興費の(2)美術館分館管理運営費ですが、所要見込額の減によるものでございます。

次の4、文化財保存管理費の(3)管理運営費ですが、所要見込額の減による減額及び国の第3次補正予算(経済対策)を活用して、装飾古墳館の新型コロナウイルス感染症防止対策のため、抗菌、抗ウイルスコーティング剤の塗布等に要する経費の増額を計上しております。

8ページをお願いします。

美術館費ですが、712万7,000円の増額でございます。

右欄の説明欄3、展覧会事業費の(2)展覧会事業費(経済対策分)ですが、国の第3次補正予算(経済対策)を活用して、美術館本館の新型コロナウイルス感染症防止対策のための消毒液等の購入や通信環境整備等に要する経

費を計上しております。

次の4、美術館施設整備費の(1)県立美術館本館改修整備事業ですが、所要見込額の減によるものでございます。

次の5、永青文庫推進事業費の(1)細川コレクション永青文庫推進事業ですが、国庫補助金の充当及び使用料収入等の減に伴う財源更正並びに新型コロナウイルス感染症を踏まえた対応として、国の第3次補正予算(経済対策)を活用して、国内観光需要の喚起のため、美術館本館における地域ゆかりの文化資産として、永青文庫所有の作品を活用した展覧会の開催に要する経費を計上しております。

9ページをお願いします。

教育施設災害復旧費ですが、2億7,578万2,000円の減額でございます。これは、右欄の説明欄1、社会教育施設災害復旧費の(1)文化財災害復旧事業について、熊本城復旧において、予定よりも国庫補助が増えたことにより県からの補助額が減少するなど、所要見込額の減等によるものでございます。

以上、総額2億9,362万9,000円の減額補正をお願いしております。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○川元施設課長 施設課でございます。

説明資料の10ページをお願いいたします。

1段目の事務局費ですが、181万1,000円の減額でございます。これは、右側の説明欄1、公立学校建設指導監督事務費の(1)公立文教施設整備事業指導事務費の所要見込額の減によるものでございます。

次に、2段目の学校建設費ですが、右側の説明欄1、県立高等学校施設整備費の(1)校舎新・増改築事業(単県)及び(2)県立高等学校施設整備事業のいずれも、起債充当に伴う財源更正でございます。

次に、3段目の特別支援学校費ですが、右側の説明欄1、施設整備費の(1)特別支援学

校施設整備事業の国庫負担金、交付金の内示及び起債充当に伴う財源更正でございます。

次に、4段目の教育施設災害復旧費ですが、6億1,927万4,000円の減額でございます。これは、右側、説明欄1、教育施設災害復旧費の(1)県立学校施設災害復旧事業の所要見込額の減によるものでございます。

この減額については、県立高校3校で、グラウンドに土砂が流入し、その撤去を行う事業において、予算要求時の積算では、流入した土砂に一般用ごみなどが混ざっていると判断し、土砂の処分費を産業廃棄物として算定していました。その後、災害査定に向け詳細に調査したところ、ごみ等の混入はほとんどなかったため、産業廃棄物ではなく、単なる土砂として処分できることが判明し、処分単価が大幅に下がったことが主な理由でございます。

以上、総額6億2,108万5,000円の減額補正をお願いしております。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○岩本高校教育課長 高校教育課でございます。

説明資料の11ページをお願いいたします。

上段の事務局費ですが、1,029万8,000円の減額でございます。これは、右側の説明欄1、事務局運営費等の(1)新設高等学校等教育環境整備事業の所要見込額の減によるものでございます。

次に、下段の教育指導費ですが、4億4,652万8,000円の減額でございます。これは、右側の説明欄1、指導行政事務費の(3)高等学校等通学支援事業(7月豪雨対応分)の所要見込額の減等によるものでございます。

12ページをお願いいたします。

上段の教育振興費ですが、17億1,298万5,000円の増額でございます。

右側の説明欄1、高等学校等進学奨励費の(1)奨学のための給付金事業ですが、所要見

込額の減による減額及び新型コロナウイルス感染症対策として、国の第3次補正予算（経済対策）により給付単価を増額したことに伴う追加支給に要する経費を増額を計上しております。

2、産業教育設備費、(3)デジタル化対応産業教育設備整備事業ですが、新型コロナウイルス感染症を踏まえた対応として、国の第3次補正予算（経済対策）を活用し、専門高校のデジタル化に対応した3Dプリンターなどの産業教育設備の整備に要する経費を計上しております。

次に、中段の県立高等学校実習資金特別会計繰出金ですが、257万7,000円の増額でございます。

右側の説明欄1の(1)県立高等学校実習資金特会繰出金ですが、これは、実習資金特別会計の歳入の不足のため、実習資金に要する経費を計上するものでございます。

次に、下段の育英資金等貸与特別会計繰出金ですが、1,886万8,000円の減額でございます。これは、右側の説明欄1の(1)育英資金等貸与特会繰出金の所要見込額の減によるものでございます。

13ページをお願いいたします。

特別会計について御説明いたします。

熊本県立高等学校実習資金特別会計でございます。

上段の農業高等学校費ですが、8万円の増額でございます。

右側の説明欄1の(1)県立高等学校実習基金積立金ですが、これは、基金積立金の運用利息の確定額を計上するものでございます。

次に、中段の水産高等学校費ですが、2,341万8,000円の減額でございます。これは、右側の説明欄1、水産高等学校実習費の、(2)水産高等学校費（経常）の、新型コロナウイルス感染症により、実習船での航海が中止になったこと等による所要見込額の減等によるものでございます。

次に、下段の一般会計繰出金ですが、149万円の減額でございます。これは、右側の説明欄1の(1)一般会計繰出金の一般会計で計上した多様な人材による援農・就農支援事業に係る繰出金の減によるものでございます。

14ページをお願いいたします。

熊本県育英資金等貸与特別会計でございます。

育英資金等貸付金ですが、3億1,302万4,000円の減額でございます。これは、右側の説明欄1、貸付金の(1)育英資金貸付金（大学貸与・修学貸与・緊急貸与）の所要見込額の減等によるものでございます。

以上、一般会計、特別会計合わせまして、総額9億201万6,000円の増額補正をお願いしております。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○牛野特別支援教育課長 特別支援教育課でございます。

説明資料の15ページをお願いします。

上段の教育指導費でございますが、1,103万5,000円の減額でございます。

右側の説明欄2、学校教育指導費の(5)発達障がい等支援事業ですが、所要見込額等の減等による減額でございます。

次の(6)障がいのある児童生徒のためのICT活用環境整備事業ですが、障害のある児童生徒のための入出力支援装置の整備費について、6月補正で計上した分の所要見込額の減による減額及び国の第3次補正予算を活用しての拡充分に要する経費を増額を計上しております。

次に、中段の特別支援学校費でございますが、2,281万1,000円の減額でございます。これは、右側の説明欄1、施設整備費の(1)特別支援教育環境整備事業の所要見込額の減によるものでございます。

次に、下段の教育施設災害復旧費でございますが、892万3,000円の減額でございます。

これは、右側の説明欄1、教育施設災害復旧費の(1)県立特別支援学校教育設備等復旧費の国の査定結果を踏まえた減によるものでございます。

以上、総額4,276万9,000円の減額補正をお願いしております。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○重岡学校安全・安心推進課長 学校安全・安心推進課でございます。

説明資料の16ページをお願いします。

上段の教育指導費ですが、1,392万円の減額でございます。これは、右側の説明欄1、児童生徒の健全育成費の(8)スクールソーシャルワーカー活用事業の所要見込額の減等によるものでございます。

次に、下段の保健体育総務費ですが、1,356万3,000円の減額でございます。これは、右側の説明欄1、学校保健給食振興費の(4)AED更新事業の所要見込額の減等によるものでございます。

以上、総額2,748万3,000円の減額補正をお願いしております。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○平江体育保健課長 体育保健課でございます。

説明資料の17ページをお願いします。

上段の保健体育総務費でございますが、4,197万円の減額でございます。これは、右側の説明欄2、学校保健給食振興費の(6)学校における感染症対策事業の国庫補助金の内示減等によるものでございます。

次に、下段の体育振興費でございますが、1億7,590万4,000円の減額でございます。これは、次の18ページの右側の説明欄2、社会体育振興費の新型コロナウイルス感染拡大の影響による国民体育大会等の中止に伴う減等によるものでございます。

次に、下段の体育施設費でございますが、

1,849万9,000円の増額でございます。これは、右側の説明欄1、県営体育施設管理費の(1)から(4)の施設の管理運営費について、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた指定管理者への事業継続のための運営委託料の事業継続支援に要する経費を計上するものでございます。

以上、総額1億9,937万5,000円の減額補正をお願いしております。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○竹中義務教育課長 義務教育課でございます。

説明資料の19ページをお願いいたします。

教育指導費ですが、1億1,128万8,000円の減額でございます。これは、右側の説明欄1、指導行政事務費の(1)指導行政事務費の所要見込額の減、2、学校教育指導費の(2)日本一の環境教育「水俣に学ぶ肥後っ子」推進事業の新型コロナウイルス感染症により訪問学習が中止になったこと等による所要見込額の減、3、教員研修費の(2)指導改善研修事業の所要見込額の減等によるものでございます。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○須恵社会教育課長 社会教育課でございます。

説明資料の20ページをお願いします。

上段の社会教育総務費ですが、4,967万4,000円の減額でございます。これは、右側の説明欄2、社会教育諸費の(2)地域学校協働活動推進事業の所要見込額の減及び国庫補助金の内示額の減等によるものでございます。

次に、下段の図書館費ですが、858万5,000円の増額でございます。これは、右側の説明欄2、管理運営費の(1)管理運営費の図書購入に係る所要見込額の増及び3、事業費の

(3)被災図書館支援事業の所要見込額の減等によるものでございます。

以上、総額4,108万9,000円の減額補正をお願いしております。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○井上人権同和教育課長 人権同和教育課でございます。

説明資料の21ページをお願いします。

教育指導費ですが、55万6,000円の減額でございます。これは、右側、説明欄1、学校教育指導費の(1)人権教育研究推進事業の新型コロナウイルス感染症の影響に伴う国庫委託事業の中止によるものでございます。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○井藤教育政策課長 教育政策課でございます。

説明資料の22ページをお願いいたします。

繰越明許費補正の変更について御説明いたします。

教育費の教育総務費ですが、29億5,740万5,000円の繰越明許費の設定をお願いしております。これは、先ほど増額補正をお願いしました熊本県教育情報化推進事業及び研修事業について、端末等の調達に日数を要するなど、年度内の執行が困難となったことや教育センター施設整備事業の空調設備改修工事について、工事施工に日数を要し、年度内執行が困難となったことから、繰越しの設定をお願いするものでございます。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○磯谷学校人事課長 学校人事課でございます。

説明資料23ページをお願いします。

まず、1段目、教育費の中学校費ですが、補正前が62万7,000円、補正後が2,295万

7,000円で、2,233万円の増額変更でございます。これは、教職員引率旅費について、コロナ感染症対策による修学旅行の延期により年度内の執行が困難となったため、繰越明許費の増額をお願いするものでございます。

次に、2段目の教育費の中学校費、3段目の高等学校費、4段目の特別支援学校費でございますが、これは、先ほど増額補正をお願いしました県立学校感染症対策等の学校教育活動継続支援事業について、国の第3次補正予算によるもので、交付決定に日数を要し、年度内の執行が困難なため、総額1億4,720万円の繰越明許費の設定をお願いするものでございます。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○中村文化課長 文化課でございます。

説明資料の24ページ上段をお願いします。

教育費の社会教育費ですが、補正前が3億6,623万円、補正後が3億9,619万6,000円で、2,996万6,000円の増額変更でございます。

これは、先ほど増額補正をお願いしました装飾古墳館の管理運営費、美術館の展覧会事業費(経済対策分)と細川コレクション永青文庫推進事業について、いずれも国の第3次補正予算(経済対策)によるもので、交付決定に日数を要し年度内の執行が困難なため、繰越明許費の増額をお願いするものでございます。

次に、災害復旧費の教育災害復旧費ですが、補正前が4億2,321万8,000円、補正後が4億9,473万9,000円で、7,152万1,000円の増額変更でございます。

これは、平成28年熊本地震及び令和2年7月豪雨により被災した文化財の災害復旧事業について、工事施工等に日数を要するなど、年度内の執行が困難となったため、繰越明許費の増額をお願いするものでございます。

以上でございます。御審議のほどよろしく
お願いいたします。

○川元施設課長 施設課でございます。

説明資料24ページ下段をお願いいたしま
す。

災害復旧費の教育災害復旧費ですが、補正
前が17億4,398万3,000円、補正後が11億
2,470万9,000円で、6億1,927万4,000円の減
額変更でございます。

これは、先ほど減額補正をお願いいたしま
した令和2年7月豪雨災害復旧工事につい
て、設定済みの繰越明許費も減額する必要が
あるためでございます。

以上でございます。御審議のほどよろしく
お願いいたします。

○岩本高校教育課長 高校教育課でございま
す。

説明資料の25ページ上段をお願いいたしま
す。

教育費の高等学校費ですが、17億円の設定
をお願いしております。これは、先ほど増額
補正をお願いいたしましたデジタル化対応産
業教育設備整備事業について、専門高校の整
備において、国の第3次補正予算（経済対策）
によるもので、交付決定に日数を要し、年度
内の執行が困難となるため、繰越明許費の設
定をお願いするものでございます。

以上でございます。御審議のほどよろしく
お願いいたします。

○牛野特別支援教育課長 特別支援教育課で
ございます。

説明資料の25ページ下段をお願いします。

教育費の教育総務費ですが、1,597万9,000
円の設定をお願いしております。これは、障
害のある児童生徒のためのICT活用環境整
備事業について、端末等の調達に日数を要す
るなど、年度内の執行が困難となったため、

繰越明許費の設定をお願いするものでござい
ます。

次に、災害復旧費の教育災害復旧費です
が、266万5,000円の設定をお願いしてあり
ます。これは、県立特別支援学校教育設備等復
旧費について、芦北支援学校佐敷分教室の復
旧工事の工期延長に伴い、設備備品費等の年
度内の執行が困難となったため、繰越明許費
の設定をお願いするものでございます。

以上でございます。御審議のほどよろしく
お願いします。

○須恵社会教育課長 社会教育課でございま
す。

説明資料の26ページをお願いします。

教育費の社会教育費ですが、補正前が4億
5,054万3,000円、補正後が4億7,108万8,000
円で、2,054万5,000円の増額変更でございま
す。

これは、まず、青少年教育施設アスレチック
施設整備事業について、計画、設計の諸条
件の変更等により年度内の執行が困難となっ
たため、1,054万5,000円の増額設定をお願い
しております。

また、図書館の管理運営費について、図書
の調達に時間を要することにより年度内の執
行が困難であるため、1,000万円の増額設定
をお願いしております。

以上でございます。御審議のほどよろしく
お願いいたします。

○井藤教育政策課長 教育政策課でございま
す。

説明資料の27ページ上段をお願いします。

債務負担行為補正の追加について御説明い
たします。

教職員住宅用地賃借ですが、これは、教職
員住宅に係る土地賃借料で、引き続き、4月
1日から賃借するため、17万1,000円の設定
をお願いするものでございます。

次に、公立学校教職員初任者研修等会場賃借ですが、これは、初任者研修に係る会場賃借料で、4月1日に賃借を行うため、54万5,000円の設定をお願いするものでございます。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○磯谷学校人事課長 学校人事課でございます。

説明資料27ページ下段をお願いいたします。

校長宿舎等賃借ですが、これは、東稜高校ほか6校に係る賃借料で、校長宿舎等の賃借を4月1日から実施するため、693万2,000円の設定をお願いするものでございます。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○川元施設課長 施設課でございます。

説明資料28ページ上段をお願いいたします。

県立学校用地等賃借ですが、これは、矢部高校プール用地ほか3校における賃借料で、当該契約を4月1日から実施するため、92万8,000円の設定をお願いするものでございます。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○牛野特別支援教育課長 特別支援教育課でございます。

説明資料28ページの中段をお願いいたします。

校長宿舎等賃借ですが、これは、熊本はばたき高等支援学校ほか2校の校長宿舎の賃借料で、校長宿舎を4月1日から賃借するため、357万円の設定をお願いするものでございます。

以上でございます。御審議のほどよろしく

お願いいたします。

○須恵社会教育課長 社会教育課でございます。

説明資料の28ページ下段をお願いします。

電話相談室賃借ですが、これは、家庭教育電話相談事業で使用する電話相談室を年間賃借するもので、当該賃借を4月1日から実施するため、54万円の設定をお願いするものでございます。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○牛野特別支援教育課長 特別支援教育課でございます。

説明資料の29ページをお願いいたします。

債務負担行為補正の変更について御説明をいたします。

特別支援学校仮設校舎賃借について、補正前の設定期間が令和3年度から4年度、限度額が3,845万1,000円、補正後の設定期間が令和3年度から5年度、限度額が4,382万9,000円で、537万8,000円の増額変更でございます。

これは、松橋西支援学校の過密対策として、応急的に仮設校舎を設置しておりましたが、同校の高等部移転工事の工期延長に伴い、仮設校舎のリース期間を令和5年度まで延長する必要があるため、債務負担行為の期間及び限度額の変更をお願いするものでございます。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○岩本高校教育課長 高校教育課でございます。

説明資料の30ページをお願いいたします。

熊本県育英資金等貸与特別会計に係る債務負担行為の設定について御説明いたします。

育英資金返還金収納事務委託業務ですが、

これは、育英資金返還金コンビニ収納業務に係る委託を4月1日から実施するため、26万4,000円の設定をお願いするものでございます。

次に、情報処理関連業務ですが、これは、育英資金管理システム保守業務に係る委託を4月1日から実施するため、104万4,000円の設定をお願いするものでございます。

説明資料の32ページをお願いいたします。

第42号議案は、熊本県育英資金に関する知事の専決処分に関するものでございます。

32ページに記載しております4人の債務者に対する訴えの提起に係る専決処分については、本会議において報告し、承認をお願いするものでございます。

次の33ページの条例等議案関係(概要)をお願いいたします。

当課では、育英資金返還金の未収金対策の一つとして、平成22年度から長期滞納者に対する法的措置として、支払い督促の申立てを行っているところでございます。

支払い督促は、県が裁判所に申し立て、裁判所から債務者に対し、奨学金の一括返還を命じてもらうものでございます。

2の専決処分の理由にありますように、支払い督促に対して、4人の債務者から異議の申立てがなされました。

異議の申立てがなされた場合、民事訴訟法の規定により、支払い督促の申立てのときに遡って訴えの提起があったものとみなされ、訴訟に移行いたします。

県が訴えの提起を行うには、本来、地方自治法の規定により県議会の議決をいただく必要がございますが、このように法の規定により債務者からの異議申立てと同時に訴訟へ移行する案件については、議会で御審議いただく時間がないことから、知事の専決処分といたしております。このため、これを本議会に報告し、承認をお願いするものでございま

す。

なお、相手方は、長期間にわたり文書催告や電話催告に応じない方であるため、裁判に出廷いただくことで裁判所で話し合いを行うことが可能となり、ほとんどの場合、その後の分割納付につながっております。

続いて、34、35ページの第43号議案も同様の事案であり、今回、合わせて7人の債務者から異議申立てがあり、訴訟に移行しております。

なお、同様の内容の議案が複数に分かれておりますのは、それぞれ訴えの時期が異なるためでございます。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○橋口海平委員長 以上で教育委員会の説明が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

なお、質疑は、該当する資料のページ番号、担当課と事業名を述べてからお願いします。

また、質疑を受けた課は、課名を言って、着座のままで説明をお願いします。

それでは、質疑はありませんか。

○高野洋介委員 2ページの熊本県教育情報化推進事業についてお尋ねしたいんですけども、その前に、これは県立高校だと思いたすけれども、県立中学校の導入状況を教えてもらいたいと思います。

○井藤教育政策課長 教育政策課でございます。

県立中学校でございますが、県立中学校につきましては、GIGAスクールの補助金を活用いたしまして、全ての児童生徒分を令和2年度中、今年度中に整備する予定で、今進捗を進めております。

○高野洋介委員 ですよ。県立中学校に関しては、導入がまだなされていません。ただ、市町村立の学校については、もう徐々に入りつつあって、授業でも使っているところもあると思います。

そこで、聞きたいのは、これは今の2年生、3年生には早めに来るんでしょうけれども、人数分かりますよね。で、今度の入学、今、後期試験があっていますが、これに応じた中でそれぞれの学校に割り振りがあって、何人いるとかというふうに決めるんですよ。

○井藤教育政策課長 基本的には、生徒用の端末でございますので、生徒数に応じて配備をいたしますが、今回新入してくる生徒数の状況でありますとか、あるいはその定員でありますとか、そういったところを考慮して、当然、端末については、台数を一応計算して導入いたします。

ただ、どうしても故障とかそういったことが一定数見込まれる部分もありますので、そういったところも考慮して、ある程度余裕を持たせたところで整備を今進めているところでございます。

○高野洋介委員 何を言いたいかという、今、後期試験があって、人気のある学校、そうではない学校または募集しても全く来ないところがあります。ですから、今から必要なのは、そういったところも踏まえて運用していかなくちゃいけないんでしょうけれども、私ちょっと運用の仕方がよく分からないんですが、例えば商業高校だったら、ポケコンとかいろんな形でパソコンとかを使ってふだんからやっていますよね。かといって、こっちは普通高校だったら、ほとんどパソコンとかそういうのは使いません。ですから、用意ドンで始めても、それぞれの学校に応じて、そのカリキュラムというのはあるんですか。

○井藤教育政策課長 それぞれ学科ごとに、学科ごとといいますか、高校ごと、専門性に応じて、当然そのパソコンなり端末の使い方というのは変わってくるかと思えます。

今回のその1人1台端末につきましては、基本的には生徒一人一人に配付する端末ということで、これは、基本的には全ての授業を通して授業の中で、生徒が、共同学習であったりとか個別学習であったりとか、そういった中で端末として活用していくものということになりますので、そういった専門性に応じたより高度のパソコンと日常的にその授業の中で活用していくパソコンと、両方が併用していくような形にはなろうかと思っております。

○高野洋介委員 そういところがちょっといまいちイメージがつかないんですよ。というのが、多分高校1年生からどんだんやっていくのはいいんですけども、それが授業として入るのか、授業として入らないのかということも非常に分かりづらいし、例えば、授業中にパソコンでやる、で、先ほど課長がおっしゃった、日常的に使う、これは2台使うことになりますよね。

だから、そういった意味で、イメージがつかないんで、今度もう少しイメージが分かりやすく説明をしてほしいんですよ。そうしないと、1人1台端末を配付します、高校1年生から3年生までそれぞれの端末をずっと使いますというんだったら、また何かそれもそれで、授業に使っても使わなくても、日常とか、要は宿題とか提出物とか、そういうのにも多分使うんでしょう。

あと、問題は、誰が教えるかなんですよ。どういう使い方をするかなんですよ。ですから、学校の先生たちに、ずっとそうやって授業の一環で、これに課題をしてきなさいとか言ってもなかなか伝わらない部分があります

ので、よければ、導入当初の来年度以降は、ある程度の専門家を派遣してもらって、もう少し分かりやすく説明を生徒たちにしないことには、熟度が多分上がらないと思うんですよね。

やっぱり今の中学生、高校生は、多分大人よりもそういうタブレットとかパソコンを使う高度な子供たちが多いですよ。ですから、黒帯が白帯に教えるならいいけれども、白帯が黒帯に教えるのは、私ちょっと違うんじゃないかなと思うんですよね。そういった意味を踏まえて、もう少しそういった精度を上げてもらうような仕組みというのはできないんですか。

○井藤教育政策課長 すみません、先ほどちょっと日常的にパソコンを使うという言い方をさせていただきましたけれども、ちょっとそれは間違いといたしますか、基本的には、あらゆる授業の中で、この1人1台の今回整備した端末については活用していくというふうな趣旨で、ちょっとすみません、日常的なという言い方をさせていただきました。

あと、家庭学習についても、そのパソコンを持ち帰って、その課題のやり取りであったりとか、先生とのコミュニケーションであったりとか、そういったツールとして今回の1人1台端末を活用していくということでございます。

今御指摘のありました、じゃあ教員が本当にそれだけ生徒を指導できるだけのレベルといたしますか、そういったのがあるのかというような話でございます。

基本的に、来年度、ICT支援員という形で、実際にその授業の中で、先生がそういったICT機器を活用するのに使い方がなかなか分からないとか、どういうふうに大型提示装置に表示していいか分からないとか、そういった疑問なり問題に対しては、一応対応できるようなそういった支援員の配置を今予定

しております。それは、基本的に県立高校であれば4校に1人程度ということで、今配置を進めているというような状況がございます。

あと、教職員自身の専門性の向上ということで申し上げますと、昨年の11月にICT活用の研修推進パッケージという形で、例えば、そのICTの活用のやり方であったりとか、あるいは小中とか高校とか特別支援の実際のその授業でICTを活用するときの活用の方法であったりとか、そういった事例集とか、そういったのを今パッケージの形で整理をさせていただいて、それで今教職員の方々にそれを、いわゆる自主研修みたいな形で参加をしてもらったりとか、あるいは県の教育委員会とか教育センターのほうから学校現場のほうに訪問をして、実際、今1人1台端末が段階的に入っていつていますので、実際セッティングをするときからサポートをしながら、さらにどういうふうな活用ができるかということも、そのときに併せて助言、支援ができるような形で今進めているところでございます。

なかなかまだちょっと不十分な部分がありますけれども、しっかりと今後も段階を追って教職員のレベルアップが図れるように対応していきたいというふうに考えております。

○高野洋介委員 最後に要望なんですけれども、今うちの子供で小学生がおります。課題をもらって持ってきました。そのタブレットを見せてもらいましたけれども、非常に何か、まあ普通のタブレットなんですけれども、それが今小学3年生なんですけれども、中学生は、なかなかまた違う形でやっています。ですから、今から小中高と段階を踏んでいくんですけれども、それぞれやっぱりついていけない子がいないようにしてもらいたいのと、しっかりと小中高という段階を踏んで、しっかりとその流れを通して教育ができるよう

な、そういう環境整備をぜひ今後やっていただきたいと思います。

以上でございます。

○橋口海平委員長 ほかにございませんか。

○西山宗孝委員 補正の中で、今回、相当数のコロナ感染の影響で実施できなかった、中止になったということで減額補正というのがかなり多いんですが、3ページについて、1つ代表的にお尋ねしたいんですけども、県立学校の教職員の初任者研修が中止になっていますよね。ウェブ研修をされたということでありましてけれども、対面式の研修を従来されていたと思うんですが、いろんな研修なりがあって、こういう先生方の初任者研修について、これはウェブ研修で終わったのか、あるいは改めて対面式でやられる考えがあるのか、後ほど、会場の関係で初任者研修の債務負担行為という表現が出てきたので、また改めてされる計画があるのかと思いつつも、お伺いしたいんですけども。

○井藤教育政策課長 教育政策課でございます。

教育センターの初任者研修の関係でございます。

小中学校と公、県立と両方研修をやっておりますけれども、今回のコロナウイルス感染症の対応で、どうしても当初の予定していた研修日数を削減せざるを得ないというような状況がございました。

そのうち、なおかつ大半がオンライン研修に移行するというような状況で、ただ、実際内容については、当初予定の講座はほぼほぼ実施ができていたというような状況でございます。ただ、そのためには、内容を精選したりとか、動画コンテンツに切り替えたりとか、そういった工夫をしながらというようなところでございます。

ただ、委員御指摘のように、演習とか協議とかそういったものを要するような研修につきましては、なかなか実践的な、そういった指導力が身につけているかどうかというところについては、まだまだ不十分な部分もあるかというふうに思っております。

それについては、例えば初任者研修については、来年度の2年目研修、また、経験者研修がございますので、その中で回数を1回増やして補うとか、そういったことを今考えているところでございます。

以上でございます。

○西山宗孝委員 今お答えがあった内容なんですけれども、いろんな研修があって、ウェブなりLINE等で研修を受けることも非常に効率的でいいケースもあるんですが、特に一例を挙げれば、今お尋ねした教職の先生方の研修というのは、非常に大事な研修でもありますので、しっかりとフォローさせていただきたい。

もう1つ、13ページ、これもコロナ関係で中止になって減額になっているんですが、水産高校の海洋実習というんですか、洋上実習が中止になっていますよね。

実業学校でいろんな実習に出たりすることもあるんですが、学年なのか学科なのか、私もよく承知してないんですけども、この子たちの、まあ卒業したらおしまいになったのか、あるいは新年度また改めて——補正見てないんですけども、新予算見てないんですが、その学年なりの子供たちがもう終わってしまったのか、あるいは旧年分も、コロナで中止になった分も、学年、学科でフォローできるのかということをお尋ねしたいんですけども。

○岩本高校教育課長 高校教育課でございます。

今回、コロナ禍によりまして、年度当初4

月から、本来であれば実習船による実習を始めておったんですけれども、今年度は、もうコロナ禍ということで6月の下旬から実習船による実習をスタートいたしました。

しかしながら、長期にわたる実習であったり、遠くに行く実習については見送ったり、あるいは停泊実習という形を取ったりして、今回計上させていただいております水産高等学校費の所要見込額といいますのは、大方燃料費による減という形で今回計上させていただいているところでございます。

今委員のほうからもお話ありましたように、実習日数が不足することにつきまして、次年度以降に実習を組み込んで、工夫をしながら行ってまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○西山宗孝委員 一例だったんですけれども、やっぱり今年度が相当数減額という、そういった教育費もなっているということで、新年度に入って以降もやっぱり補正等々も出てくるかと思うんですが、しっかりとそういったフォローといいますか、を充実させていただきたいというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

以上です。

○橋口海平委員長 ほかにございませんか。

○本田雄三委員 冒頭教育長のほうからお話をいただきましたわいせつ事案のことで、ちょっと概要で結構なんですけれども、近年ちょっと多いように体感的には感じるわけがありますけれども、データがあるのかなのか分かりませんが、過去に遡ってその傾向性というのがもし分かればということと、医者から言わせると、ストレスも半分、原因、要因に加わるのではなかろうかというような見解もあるようですので、そこら辺の何

かお考えなり概要がもしあればと思っております、ちょっとお尋ねをさせていただきたいと思っております。

○磯谷学校人事課長 学校人事課でございます。

今御指摘いただきました不祥事についてでございます。

特に、冒頭の挨拶でもありましたように、わいせつ行為等による不祥事が続いているという状況は確かにあるのかなと思っております。これは、全国的にもかなり問題になっております。過去10年間で20件弱ぐらいの、18件というふうな数字でございます。

原因でございますけれども、ストレスもひょっとしたらあるのかもしれないし、ただ、ある面犯罪的な行為でもありますので、なかなか対策は難しいという面もございまして。そこは、冒頭教育長も申したように、専門家の意見もさらに聞きながら対策をしていきたいと思っております。

ストレスについては、以前研修資料というのを整理したときがありますけれども、必ずしもストレスだけということではなくて、ほかにもいろいろな要因があって、そこに少し目を向けないといけないのかなというふうに思っております。あわせて、働き方改革も含めて、そういう追い込まれるような環境がないように、十分な対応をしっかりやっていかないといけないかなと思っている次第でございます。

以上でございます。

○本田雄三委員 ありがとうございます。

もし増加傾向にあるのであれば、やっぱり早急な手を打つことが必要だろうと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

あと、最後1点、要望です。

先ほど高野委員からもお話がありましたので、1人1台の端末導入につきまして、やは

りもうちょっと詳しく、パンフレットか何かあれば頂ければなと思っております。

例えば、リースなのか違うのか、もし紛失をしたときの対処の方法とか、あるいは損害が、自己負担があるのかなのかとか、それとソフトの更新とか、いろんなことが出てくるだろうと思うんですけども、そういう場面に応じたインストールの仕方とか、それぞれたくさん項目があるかと思っておりますので、そういう資料があれば頂ければと思います。よろしくお願ひします。

以上です。

○橋口海平委員長 ほかにございせんか。

なければ、これで教育委員会に係る質疑を終了します。

それでは、説明員入替えのため、ここで3分間休憩いたします。

再開は、11時1分からといたします。

午前10時58分休憩

午前11時1分開議

○橋口海平委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

まず、付託議案等について執行部の説明を求めた後、一括して質疑を受けたいと思ひます。

なお、執行部からの説明は、効率よく進めるために、着座のまま簡潔に行ってください。

それでは、岸田本部長から総括説明を、続いて、担当課長から資料に従い順次説明をお願いします。

初めに、岸田本部長。

○岸田警察本部長 委員の皆様方におかれましては、平素から警察行政の各般にわたり御支援、御協力をいただき、心より感謝申し上げます。今後も引き続き、御支援、御協力のほどよろしくお願ひいたします。

それでは、今回県警察から提案しております2件の議案等につきまして、概要を御説明いたします。

まず、予算関係でございます。

議案第1号、熊本県一般会計補正予算については、職員給与費などの過不足調整による増額のほか、今後の執行見込みを踏まえた歳出予算の精査により、5億1,300万円余の減額補正をお願いいたしております。

また、今年度内に支出が終わらない可能性のある工事関係経費について、繰越明許費の追加設定及び令和3年度当初から業務を開始する必要のある事業について、債務負担行為の設定をそれぞれお願ひするものでございます。

次に、工事関係でございます。

議案第32号、工事請負契約の変更については、令和2年6月定例会において議決された免許センター空調設備改修その他工事の内容変更のため、契約金額の変更をお願ひするものでございます。

詳細につきましては、それぞれ担当者から説明させますので、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○橋口海平委員長 次に、担当課長から説明をお願いします。

○原田会計課長 会計課でございます。

初めに、予算関係議案につきまして、お手元の警察本部の説明資料で説明いたします。

資料の1ページをお願いします。

議案第1号、熊本県一般会計補正予算(第18号)についてでございます。

2月補正予算につきましては、既存事業の見直しや今後の執行見込みの精査による補正が主な内容となっております。

上段の公安委員会費で260万6,000円の減額をお願いしておりますが、これは、公安委員報酬の支給見込額及び公安委員会運営費の所

要見込額の減によるものでございます。

次に、下段の警察本部費でございます。1億744万7,000円の減額をお願いしております。

説明欄を御覧ください。

1の職員給与費767万6,000円の増額は、警察職員に対する職員給与費の支給見込額の増でございます。これは、今年度中に採用した職員の給料等と諸手当の過不足調整に伴う増額をお願いするものでございます。

2の退職手当6,173万円の減額は、退職者への支給見込額の減によるものでございます。

3の警察一般管理費3,507万8,000円の減額は、アジア・太平洋水サミットなどのイベント開催経費や各種システムのリース及び開発経費などの所要見込額の減でございます。

なお、3の2、会計年度任用職員雇用事業では、令和2年度から制度改正により運用している会計年度任用職員の報酬支給見込額の不足分について、増額をお願いしております。

4の児童手当1,831万5,000円の減額は、支給見込額の減によるものでございます。

2ページをお願いします。

上段の装備費で5,297万1,000円の減額をお願いしております。

説明欄を御覧ください。

1の1、警察装備品維持管理費は、車両維持経費の所要見込額の減、2のヘリコプター維持管理費は、飛行訓練の開催延期に伴う所要見込額の減によるものでございます。

次に、警察施設費で1億6,061万8,000円の減額をお願いしております。

説明欄を御覧ください。

1の警察施設維持費5,343万2,000円の減額は、警察施設法定点検経費等の所要見込額の減、2の警察施設整備費1億718万6,000円の減額は、阿蘇警察署の庁舎建設工事などの所要見込額の減でございます。

次に、運転免許費で4,324万4,000円の減額をお願いしております。

説明欄を御覧ください。

1の自動車運転免許費2,496万3,000円の減額は、運転免許証作成用消耗品費、運転免許関係講習業務委託費などの所要見込額の減、2の自動車運転免許試験費は、試験車両の更新計画の見直しなどに伴う所要見込額の減でございます。

次に、下段の恩給及び退職年金費で235万6,000円の減額は、退職警察職員及びその遺族に支給する恩給や普通扶助料の受給者減少に伴う支給見込額の減でございます。

3ページをお願いします。

警察活動費で1億4,182万4,000円の減額をお願いしております。

説明欄を御覧ください。

1の一般警察運営費3,161万5,000円の減額は、捜査用車両の更新整備経費や被留置者数の減少に伴う被留置者食糧費などの所要見込額の減でございます。

なお、1の4、警察活動における感染症対策事業では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、警察活動の現場における感染予防措置のために必要な資機材整備に要する経費の増額をお願いしております。

2の総合治安対策費595万7,000円の減額は、声かけ・見守り活動業務委託費、被災地防犯アドバイザー業務委託費及び海外語学研修費の所要見込額の減でございます。

3の生活安全警察運営費700万9,000円の減額は、風俗営業に係る許可事務費や環境犯罪捜査用資機材整備費などの所要見込額の減でございます。

4の地域警察運営費2,441万8,000円の減額は、駐在所に同居して駐在所員の勤務に協力、援助している家族に対する報償費や車載無線機搭載工事などの所要見込額の減でございます。

4ページをお願いします。

5の刑事警察運営費104万9,000円の減額は、標章掲示店舗等を守るための対策費や指紋情報システム装置導入業務委託費などの所要見込額の減でございます。

6の交通警察運営費4,311万6,000円の減額は、自動車保管場所調査業務委託などの交通関係事務費や交通規制関係機器リース料などの所要見込額の減でございます。

7の交通安全施設費2,866万円の減額は、交通安全施設等整備費補助金の内示減に伴い、事業費を減額するものでございます。

以上、警察費の補正額は、5億1,106万6,000円の減額となりまして、補正後の警察費は、401億8,125万6,000円となります。

次に、5ページをお願いします。

災害復旧費でございます。

上段の警察施設災害復旧費で601万4,000円の減額は、令和2年7月豪雨により被災した警察施設の災害復旧工事費などの所要見込額の減でございます。

次に、下段の交通安全施設災害復旧費で309万8,000円の増額は、豪雨災害の直後に判明しなかった交通信号機等の修繕に要する経費をお願いするものでございます。

以上、災害復旧費の補正額は、291万6,000円の減額となりまして、補正後の災害復旧費は、1億567万8,000円となります。

警察費と災害復旧費を合わせた警察関係予算は、5億1,398万2,000円の減額となりまして、補正後の予算額は、402億8,693万4,000円となります。

次に、6ページをお願いします。

繰越明許費補正でございます。

変更として、警察費、上段の警察管理費で3億2,072万5,000円の増額変更をお願いしており、補正後の総額は、3億8,271万3,000円となりますが、これは、警察署設備改修工事等において、設計変更や契約変更の不測の日数を要したことから、工事が年度内に終了し

ない可能性があるため、補正をお願いするものでございます。

また、警察費下段の警察活動費で2,081万9,000円の増額変更をお願いしており、補正後の総額は、4,759万4,000円となりますが、これは、令和2年度の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して行う警察活動における感染症対策事業の2月補正予算措置分についてお願いするものでございます。

次に、災害復旧費で1,007万2,000円の増額変更をお願いしており、補正後の総額は、6,186万7,000円となりますが、これは、令和2年7月豪雨に伴う警察施設などの災害復旧工事について、作業員等の確保に不測の日数を要したことから、年度内に一部の工事が完了しない可能性があるため、補正をお願いするものでございます。

次に、債務負担行為補正でございます。

追加として、交番、駐在所等の土地及び建物の賃借契約に要する経費で1,206万1,000円をお願いしております。

また、変更として、警察関係業務で、被災地防犯アドバイザー業務委託など、5,911万2,000円の増額変更をお願いしており、補正後の限度額として、14億7,610万9,000円をお願いしております。

これは、令和3年4月1日から業務を開始する必要があり、今年度内に契約を行うものうち随意契約の手続を行う業務につきまして、今議会での設定をお願いするものでございます。

予算関係議案の説明は以上でございます。

引き続きまして、資料の7ページをお願いします。

議案第32号、工事請負契約の変更についてでございます。

この議案は、令和2年6月定例会において議決されました免許センター空調設備改修その他工事の請負契約について、契約金額の変

更を行うものでございます。

8ページの概要を御覧ください。

工事名は、免許センター空調設備改修その他工事で、工事内容は、運転免許センター等の空調設備改修を行うものであります。工事場所は、菊池郡菊陽町辛川ほか地内。請負契約締結日は、令和2年6月23日。請負業者は、肥後・旭建設工事共同企業体です。

契約金額について、4億2,125万3,826円に変更するもので、2,360万3,826円の増額となります。

金額変更の理由としましては、機械の機種変更や冷温水ポンプのインバーターの故障が判明したことによる更新機器の追加及び2階ロビーへのエアカーテン追加設置等に伴う増額を行うものでございまして。

会計課からは以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○橋口海平委員長 以上で警察本部の説明が終わりましたので、質疑を受けたいと思いません。

なお、質疑は、該当する資料のページ番号、担当課と事業名を述べてからお願いします。

また、質疑を受けた課は、課名を言って、着座のままで説明をお願いします。

それでは、質疑はありませんか。——なしということよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○橋口海平委員長 なければ、これで警察本部に係る質疑を終了します。

それでは、説明員の入替えのため、ここで3分間休憩いたします。

再開は、11時19分からいたします。

午前11時16分休憩

午前11時18分開議

○橋口海平委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまから本委員会に付託されました議案第1号、第3号、第7号、第32号、第42号及び第43号について、一括して採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○橋口海平委員長 御異議なしと認め、一括して採決いたします。

議案第1号外5件について、原案のとおり可決または承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○橋口海平委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号外5件は、原案のとおり可決または承認することに決定いたしました。

次に、その他に入りますが、今定例会においては、3月に後議分の委員会もありますので、本日は急を要する案件についてのみ質疑をお願いします。

何かございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○橋口海平委員長 なければ、以上で本日の議題は全て終了いたしました。

それでは、これもちまして第7回教育警察常任委員会を閉会します。

午前11時19分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

教育警察常任委員会委員長